

戦前期台湾における日本人漁業移民

—— 台北州蘇澳の事例 ——

除 本 理 史

1. はじめに

1.1 本稿の課題と既往研究

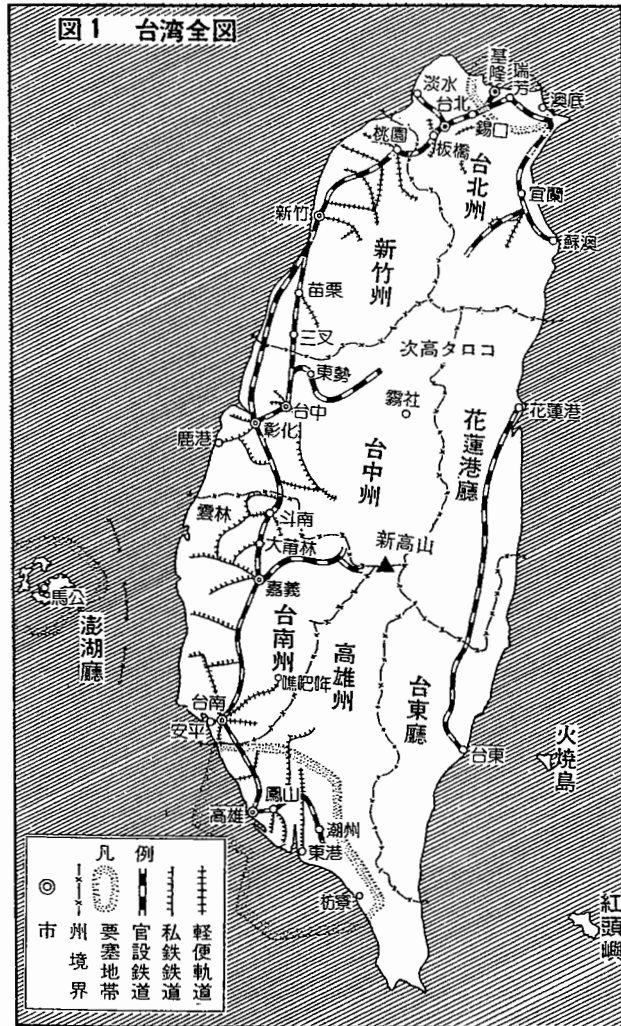
本稿の課題は、既往研究のきわめて乏しい戦前期台湾における日本人（「内地人」）漁業移民について、事例研究を行うことである。取上げる事例は、後述の「内地人漁業移民奨励事業」によるもののうち、台北州蘇澳（図1および図2）への移民である。

戦前期における日本人の海外漁業を扱った代表的著作に片岡（1991）がある。同書は海外漁業を「日本内地以外を根拠地として日本人が営む漁業」（p.6）と定義しており、本稿の対象を含むものであるが、対象地域を「南洋」（東南アジア、ミクロネシア、南太平洋諸島、および広義にはオーストラリア、ニュージーランドを含む）に限定しているため、台湾における日本人漁業は研究の対象から外れている（なお片岡（1984）は台湾産鯉節について述べているが、同書には収録されていない）。

また、香川県（中井，1967）、高知県（岡林，2001）、広島県内海町（武田，2002）などのように、漁業者の特定の送地域を扱った研究もあるが、移住先は主に朝鮮半島、中国（関東州）、「南洋」である。

これに対して、台湾への植民・移民という観点からは、以下に掲げるような文献がある。第1に、広義には台湾に対する日本の植民地支配に関する全ての研究がこの問題に関連を有するといえるが、政策的な移民という視点からは、台湾総督府（以下、総督府ともいう）の官営移民事業による農業移民の研究を挙げることができる。官営移民事業は、1909～17年度に台湾東部において行われたのち一度途絶し、その後1932年に台湾西部において再開された（東郷・佐藤，1916；吉武，1942）。前者の時期について栗原（1998）は、総督府による事業の検討・実現過程等を論じている。また、この時期に建設された移民村について、建築学の分野では郭ほか（1987）や内藤（1999）による研究がある。さらに張（1997）は、主に後者の時期を扱っている。第2に、移民研究において台湾への移住が扱われることがある。移民研究会（1994）による研究動向の概観を見ると、台湾を含む植民地への移住はほとんど扱われてこなかったといつてよい。そのような中で、水田（1998）は、沖縄県から台湾への

図1 戦前期台湾全図



(出所) 黄 (1981)

移住の研究を行っている。第3に、研究文献ではないが、引揚者の手による記録・著作がある(竹中, 1995-2001等)。しかし以上の文献では、漁業者には全く触れられていないか、触れられていたとしても、きわめて断片的なものにとどまっている。

以上のように、戦前期台湾における日本人漁業移民に関しては、既往研究の蓄積が乏しく、管見の限りでは中井監修(1985)による概説や、歴史人類学分野で西村(1999, 2002, 2004)の研究(ただし本稿とは対象地域が異なる)がある程度である。これらはきわめて貴重な研究であるが、いまだ大きな空白が残されているといわざるを得ない。本稿は、事例研究を通じて、この空白をわずかなりとも埋めることを目的とする。

図 2 台北州蘇澳



(注) 1929年測図。縮尺は5万分の1。
(出所)『台湾五万分の一地図集成』学生社、1982年

1.2 資料と方法

本稿で利用する主な資料は、(1)台湾総督府殖産局および地方庁が作成した資料、(2)台湾水産会発行の『台湾水産雑誌』所収記事、(3)移民送出側の事情を示す資料として、高知県水産会会報『土州の水産』所収記事（蘇澳移民のうち高知県出身が最多）、および自治体史、である。以上に加え、(4)元移民である T.Y.氏からの聞き取りによって補足した。T.Y.氏は、1926年7月に高知県で生まれた直後、漁業移民奨励事業により、両親や親類とともに蘇澳へ移住した。10代半ばまでを蘇澳で過ごし、通学の傍ら、家業である漁業を手伝った。1941年頃に基隆の水産講習所へ進学したが、翌年中退して佐賀県唐津市の海員養成所に1年間通い、商船乗組員となった。

研究の方法としては、片岡（1991）が強調した「複眼的アプローチ」を重視する。片岡は、南洋漁業の分析にあたって、(1) 出漁母村と現地側からの複眼的アプローチ、(2) 国際社会変動を基準とする時期区分、(3) 漁業の類型的把握、(4) 漁業者のパーソナル・ヒストリーの重視、という4点を方法として掲げている。このうち(2)(3)は、日本が植民地支配を行っていた台湾には適用しがたい面がある。なぜなら、(2)は日本の対外侵略等を背景とした移住・出漁先の宗主国と日本人漁業者との対抗的關係等を念頭においたものであり、日本の植民地であった台湾とは事情が異なるからである。また(3)に関しては、本稿で取上げる事例が、片岡の区分する「輸出商品型」と「鮮魚供給型」の双方の性格を併せ持った、いわば「鮮魚供給・輸出型」とでもいうべき性格を有するからである。また、(4)に関しては、「南洋漁業が個人の出稼ぎ活動の集積である」という点から要請されるものであり、本稿で取上げる政策的・集団的移住の場合とは異なっている。とはいえ本稿でも、前述のように、漁業者のパーソナル・ヒストリーに関する聞き取りも、資料に対する補足的な情報として利用している。

したがって、送出側と移住先の複眼的アプローチにもとづき、本稿は以下のような構成をとる。まず次節では、「内地人漁業移民奨励事業」およびその中でもとくに台北州蘇澳への移民奨励事業について概観する。第3節では、蘇澳への最大の漁業移民送出県である高知県を例にとり、送出側の事情について述べる。第4節では、現地台湾における移民の吸引動因についてみる。また第5節では、移住先での移民による漁業展開について述べる。

2. 「内地人漁業移民奨励事業」と蘇澳移民

2.1 「内地人漁業移民奨励事業」

台湾総督府殖産局水産課（1940）は、「内地人漁業移民奨励事業」として、表1に示した4つの事業を挙げている。これらのうち第2の事業は、地方庁を実施主体とし、総督府が補助金を交付する形で実施されたのに対し、第3の事業は、総督府が募集を行う形式の中央主導型で、第2の事業とは異なるシステムである（西村，1999）。また第4の事業も、総督府が「漁業移民奨励事業実施計画」を立て、直接実施したものと思われる（台湾総督府殖産局水産課，1939）。

最初の3つの事業について、事業成果に関する台湾総督府殖産局水産課（1940）の評価を見ると、第1の事業（1908～11年）は、移民が風土や漁場に慣れず、離散・転業あるいは帰国し、概ね失敗に終わったとされる。これに対し、第2（1926～27年）、第3（32～38年）の事業は、当初は思わしくなかったものの、次第に漁業生産が増えるなどして生活が安定してきていると評価されている（第4の事業は当時進行中）。

表1 内地人漁業移民奨励事業

| 年次 | 招致地 | 招致人員 | 事業内容等 | 費用 (円) |
|--------------|-------------|---------------|---|------------------------|
| 1908～ 11年 | 蘇澳など 6か所 | 50名 | 渡航費，漁船漁具購入費，漁業資金等を補助。地方 庁に補助金を交付し実施させる。 | 10,221 |
| 1926～ 27年 | 蘇澳 | 49戸 (189名) | 共同施設等（鯉節工場，船曳揚場，浴場，専任指導 員）の設置，個人施設等（住宅，漁船，漁具，渡航 費）の貸付または補助。台北州が高知県等に係職員 を派遣し，募集・選考の上，入植させる。 | 65,406 |
| 1932～ 38年 | 台東庁下 新港 | 70戸 | 共同施設等（試験移民用試験船3隻，宿舍3棟9 戸，処理工場，漁具倉庫，製品倉庫，船揚場，貯水 庫，浴場，暴風警報標識，移民指導所および専任指 導員，共有農耕地）の設置・設定，個人施設等（宅 地の割当貸下，家屋，漁船，漁具，および飲料水等 の施設，ならびに医療費に対する補助，旅費の割 引）。沖縄～千葉県に至る地域から単身移民3名1 組単位に招致し，共同施設を無料で使用させつつ， 1年以上現地漁業に従事して定住の見込みが立った 者を家族移民とする。経費は台東庁が補助。 | 179,926 |
| 1938～ 42年 | 花蓮港 | 100戸 | 個人施設等（住宅の割当貸下，家屋の給与，漁船・ 漁具および飲料水施設費補助，渡航費割引）。共同 施設等（漁具倉庫，網染場・雨天作業場，給水施設， 移民指導所および専任指導員，共有農耕地）の設 置・設定。沖縄以北の太平洋に面し，とくに浮魚漁 業が隆盛な府県を募集地域とし，入植させる。移民 8～9戸1単位として，17トン8馬力級を標準として 共同経営させる方針。 | 81,100 (2か年 分のみ) |

(出所) 台湾総督府殖産局水産課 (1940) より作成。

2.2 台北州蘇澳への漁業移民奨励事業

次に，比較的資料の得られる第2の事業について，その概要を述べる。後述のように蘇澳漁港の利用度が低かったため，台北州は「同港の発展策」として1926年度に移住事業予算7万円を計上し，そのうち3万円については総督府の補助を得て，2か年度の予定で事業を開始した (Anon., 1926 b)。1926年7月，台北州から高知県に移民募集のために水産技師・宮上亀七が派遣され，1926年度は高知県より20戸を招致した。また1927年度においても，同年9月に同技師が派遣され，愛媛県より18戸，高知県より6戸，長崎県より4戸，大分県より1戸，計29戸を招致した (Anon., 1926 e, 1927; 佐々木, 1931 a)。その後若干の「移動」があり (佐々木, 1931 a)，移民戸数との出身県別構成は，表2に示したようになった。なお以下では，引用文中を除き，移民とは本事業による移住者およびその家族を指す。

矢内原 (1929) は「移民問題の中心は農業移民である」としつつも，「漁民は [台湾人に比して] 内地人の移民せるもの [他の産業部門より] 比較的多く殊に東海岸蘇澳を中心として漁業移民村の建設を見た」と述べている。

移民に対しては，台北州により次のような施策が講じられた。(1)住宅 (1戸10坪) の建

表2 蘇澳移民戸数

| | 移住当初 | | 1939年 | | 増減 | |
|-----|------|-----|-------|-----|----|-----|
| | 戸 | 人 | 戸 | 人 | 戸 | 人 |
| 高知 | 26 | 114 | 24 | 139 | -2 | 25 |
| 愛媛 | 17 | 56 | 10 | 36 | -7 | -20 |
| 長崎 | 4 | 22 | 4 | 27 | 0 | 5 |
| 大分 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 1 |
| 鹿児島 | 1 | 4 | 1 | 5 | 0 | 1 |
| 計 | 49 | 198 | 40 | 210 | -9 | 12 |

(注) 1939年の戸数には、基隆など南方澳以外に居住する3戸を含む。

(出所) 佐々木(1939)より作成。

築費の半額を補助し、残り半額は第4年目より10年以内に償還する。(2)漁船(5~6戸ごと)建造費の半額を補助し、残り半額は第2年目より5年以内に償還する。ただしカツオ漁船は、第3年目より10年以内に償還する(佐々木, 1931a)。

なおこれ以外に、移民の送出県による渡航費の補助もなされた。高知県は水産奨励事業の一環として、1926~28年度に台湾出漁奨励を行っており(事業費は1926~27年度が各年度1500円ずつ、28年度が310円)、1926年度に移民20戸の渡航費として500円を補助した(高知県経済部, 1938)。

ただし、台北州による事業の期間や事業費については、文献により異なった記述も見られる。まず期間について台北州(1935)は、当初計画では、1926~29年度の4か年度で100戸を招致する計画であったが、1926~27年度の「移民ノ経済状態ハ必シモ樂觀ヲ許ササリシモノアリタルヲ以テ……新ニ内地ヨリ移民ヲ招致スルコトヲ打切」つたと述べている。また事業費について、Anon.(1926d)では「本[1926]年度の新事業として経費八万余円を投じ、……蘇澳に漁業移民をなすことゝなった」とされており、またAnon.(1926c)では「今回九万五千円を投じて台湾への漁業移民を募ることゝなった」とも記載されている。これらの記述および表1の額(6万5406円)の間の相違については明らかではないが、予算額と決算額との相違、事業費の期間・範囲の取り方の違い、あるいは上記の期間短縮に係る問題などが理由として考えられる。

3. 移民送出側の要因——高知県の事例

蘇澳への最大の移民送出県である高知県では、人口過剰が漁村不振、漁業者疲弊の最大原因であり、台湾への移住が人口過剰を緩和する手段である、という認識があった。前述のとおり、1926年7月、台北州から高知県に宮上技師が派遣され、高知県水産会の主催する講

話会で移民を募集した。その際、同会の亀谷書記は、講話会を催した趣旨として、次のように述べている。「人口過剰と云ふことが、漁村の不振、漁業者疲弊の最大原因であると確信するのであります。此の点を如何にするか大に頭を悩まして居るのであります。それで一昨年田村会長と、横山技師とは台湾に赴きまして、台湾に当局者に向かつて、本県漁業者の移住を相談したのであります。之れが即ち過剰せる人口に対する調和手段であるのである。無限に増殖する人口に対する食糧問題は限りある土地では解決は出来ません。天涯茫茫無限の富源を有し一に当業者の活躍を待ちつゝある海洋こそ、真に此の問題の解決所であります」(亀谷, 1926)。

前出の T.Y.氏からの聞き取りによれば、一家が移住を決意した背景には、大型機船底引き網が発展し、高知県の沿岸漁業を荒廃させたという事情があった。同氏が母親から聞いた話では、氏の父親は大正期にカツオ釣りに従事していたが、漁場が荒らされ、カツオの漁閑期における沿岸漁業が不振となったばかりでなく、カツオ釣りの餌であるカタクチイワシが取れなくなってきたのだという。同氏の出身地は、高知県白田川村上川口（現在は大方町）である。『大方町史』は次のように述べている。「高知県漁業の歴史は、大型機船底びき網漁業の違反操業を語らずには、その実態を知ることはできないのである。大方町の漁業も、主たる漁業が釣、はえ縄漁業であったため、機船底びき網漁業の違反操業と深いかわりがあった」。この大型機船底引き網は、明治末期からの日本における漁船動力化の流れの中で、大正期に愛媛県で発展し、1920年頃には42隻であったが、1923年末には100隻に達した。沿岸の零細漁民は地先の海を奪われ、1929年に頂点に達する機船底引き網撤廃運動に参加するようになっていった。大方町から1929年の漁民闘争に集団で参加したのは、上川口の漁民だったのである（大方町史改訂編纂委員会編, 1994）。

4. 移住先における吸引動因

4.1 漁業移民奨励事業以前の蘇澳漁港

蘇澳漁港は、台湾総督府が漁業振興を目的として、1921年度から建設したもので、1923年6月に竣工した。予算額は用地買収費を含め66万2000円に上った（台北州, 1935）。

漁港所在地の蘇澳南方澳は、もともと先住民居住地（「熟蕃部落」）であり、戸数10戸に満たない寒村であった（佐々木, 1931 a）。漁港開設後、数年を経ても定住者がなく、わずかに冬季にカジキ漁業者が内地・基隆方面から「出稼的に」蘇澳漁港を根拠として従業するのみであった（台北州, 1927）。そのため、「全く宝の持腐れとならんとするの現状」（Anon., 1926 a）といわれるほどであったため、移民奨励事業が計画されるに至ったのである。

表3 移民の家計収支（1か月あたり）
（単位：円）

| | |
|------------|------|
| (A) 配当総額 | 65.2 |
| (B) 船舶修繕費等 | 31.9 |
| 家計収入 (A-B) | 33.3 |
| (C) 生活費計 | 29.6 |
| コメ | 7.6 |
| 醬油 | 1.2 |
| 野菜 | 6.0 |
| 電燈 | 1.2 |
| 水道 | 0.5 |
| 頼母子講等 | 5.3 |
| 納税月賦 | 0.4 |
| 小遣錢 | 4.0 |
| 教育費 | 1.5 |
| 雜費 | 2.0 |

(注) (A) (B) は、1戸あたりの月平均値。

(C) は4人家族の場合の事例（月額）。

(出所) 佐々木 (1931b) より作成。

4.2 移民の定着と人口の増大

移住地は、蘇澳漁港所在地の台北州蘇澳郡蘇澳庄南方澳である。当初の移民戸数・人数 49 戸 189 人であったが、1939 年の時点で 40 戸 210 人となった（前掲表 2 参照）。戸数が減少すると同時に人数は増加しており、1 戸あたりの人数が増加している。減少した 9 戸のうち 3 戸は、世帯主の遭難・病気による死亡のため郷里に引揚げたものである。移住者の歩留りが 8 割以上となっており、「現存の漁民は皆こゝを墳墓の地と考へよく安住し曩に州より当てられたる住宅以外に相当広い坪数の堂々たる住宅を建設するものがある」（佐々木、1939）。また、26 戸が 30 隻の漁船を所有しており（これ以外に 2 戸が他人の所有船を借入れるなどして操業）、さらに「借金を償却し及多少の貯金を有すること」から、当初は困難があったものの「漁業者の経済状態が次第に向上した」（同上）と評価されている。当初、移民奨励事業が失敗であったという評価もあったようであるが、その後、後述のような各種漁業の展開により、少なくとも冬季には生活の脅威が減少していき、夏季の漁閑期の問題が残るとされる状況になっていったのである（Anon., 1931）。

とはいえ、移民の家計はもちろん楽ではなかった。1930 年 5 月～1931 年 4 月に移民 38 戸を対象として行われた調査によれば、1 戸あたりの家計収入（月平均）は 33 円 30 銭であるのに対し、4 人家族の場合の生活費は 29 円 60 銭となっている（表 3）。表 2 から、平均で 4～5 人家族であると考えられるので、平均的に見た収支差はもう少し縮まるかもしれない。同調査では、7 人家族の場合の生活費は 43 円 55 銭となっている。さらに、上記の収入額は年間を通じた月平均値であるが、夏季と冬季では収入に落差があることを付記しておくべき

であろう。同調査では、家計収入が夏季（5～9月）には16円33銭、冬季（10～4月）には54円61銭（ともに月額）となっている。なお、38戸の資産額は6万2758円、負債額は2万87円であった。

また1934年の移民44戸を対象とした調査によれば、船体・機関代金等の償還額を移民の家計「純収入」から控除すると「殆ント剰余金ヲ見ルコト至難ナル状態ニ在リ」、また全戸の負債額は蘇澳地元において3万1712円、1戸平均720円に達し、これ以外に一部業主の「内地鉄工所」に対する債務が1万9230円に上るため、この償還については各自水揚げのたびにその1～2割を充当しつつあるものの甚だ困難な状態にある、とされていた（台北州、1935）。これに比して、佐々木（1939）の報告では、前述のとおり「借金を償却し及多少の貯金を有する」とされているので、その間に急速に経済状態が改善したということであろうか。

なお、蘇澳における陸上施設の整備が進むと、台北州の事業による移民以外で来住する者も加わり、南方澳の居住者は1931年1月末に296戸610人（戸数内訳は日本人（「内地人」）196、台湾人（「本島人」）97、「朝鮮人」2、「中国人」1）、同年末には308戸1164人、1934年末には342戸1296人に達した（佐々木、1931a、1932；武石、1936）。T.Y.氏によれば、南方澳では、移民だけが居住する台北州建設の集落、沖縄出身者と台湾人が混在する集落、台湾人（漢人）だけが住む集落など、複数の集落が存在したという。

5. 蘇澳における漁業と移民

5.1 蘇澳における漁業の概要

蘇澳における日本人漁業の嚆矢とされるのは、1914年9月下旬、大分県の漁業者2名が帆船2隻を廻航した事例であり、1915年4月には発動機船が来航した。1924年冬季には、沖合にカジキが浮揚するのが発見され、1925年9月下旬には、愛媛県下の発動機船6隻が来航し、初めて汽船によるカジキ突棒漁業に従事した（荘司、1939）。これらは、漁業移民奨励事業以前の出来事である。

台湾における日本人漁業者の分布を見ると、漁業移民奨励事業以後の蘇澳は、約半数を占め第1位である基隆に次ぐクラスの漁港となっていた（台湾総督府殖産局水産課、1940）。表4は、『台湾水産要覧』（1940年）で述べられている主要漁業の一覧を示している。これによれば蘇澳は、マグロ、カジキ延縄、およびカジキ突棒漁業において、基隆と並ぶ主要漁港であるだけでなく、サバ延縄漁業は蘇澳において発達したものであるとされている。

武石（1936）は、以下のように蘇澳漁港を根拠とする漁業について解説している。蘇澳では、漁場と漁港が近接しているため、未明に出漁して夕刻帰港することができ、経費が少額であり漁獲物の鮮度が保たれるという利点がある。漁業種類は大別して、1）冬季における

表4 『台湾水産要覧』(1940年)に見る主要漁業

1 遠洋漁業

- (1) トロール漁業 (基隆, 高雄)
- (2) 機船底曳網漁業 (高雄等)
- (3) 捕鯨業 (大板埭)
- (4) マグロ, カジキ延縄漁業 (基隆・蘇澳など台北州, 高雄州)
- (5) カジキ突棒漁業 (基隆, 蘇澳等)
- (6) カツオ漁業 (基隆, 火烧島)
- (7) サング漁業
- (8) サワラ流網漁業
- (9) サバ延縄漁業 (蘇澳)
- (10) 採藻漁業
- (11) 採貝漁業
- (10) フカ底延縄漁業
- (10) ソウダカツオ巾着網漁業

2 沿岸漁業

- (1) ソウダカツオ台網類漁業 (主に東部海岸)
- (2) ボラ旋網漁業 (西部海岸)
- (3) イワシ焚寄網漁業
- (4) その他の在来漁業

(注) 養殖業を除く。カッコ内は根拠地あるいは主要漁港。

(出所) 台湾総督府殖産局水産課 (1940) より作成。

カジキ・サメ延縄, 2) カジキ突棒, 3) 小型船による曳縄およびサバ延縄, である。毎年11月以降の盛漁期には, 日本(「内地」)と基隆方面からの回航船100余隻と地元船を合わせて, 210隻余りが蘇澳漁港を根拠とする。1935年の漁業種類別漁獲金額は, 延縄漁船(109隻)が40万161円19銭, 突棒漁船(105隻)が29万5732円31銭, 小型漁船(66隻)が7万6844円97銭, 合計79万3371円94銭(その他とも)であった。T.Y.氏によれば, カジキ・サメ延縄漁業の漁獲物は, カジキよりもサメがかなり多く, サメの鱈(フカヒレ)が中華食材として高価であることから, 日本人よりも台湾人(漢人)が多く従事していたようである。

表5は, 蘇澳漁港のある蘇澳郡と台北州の漁獲高の推移を示している。台北州は, 台湾随一の漁港である基隆も含んでいる。にもかかわらず, カジキやサバにおいて, 蘇澳郡のしめる割合が非常に高いことが分かるであろう。

表5から, カジキとサバの単価を比較すれば明らかであるが, 小型船漁業者の生計が相対的に苦しかったであろうことは想像に難くない。表6は, 漁業種類別の収支を示したものである。ここに例示されているように, カジキ・サメ延縄漁業では15トン程度, カジキ突棒漁業では20トン程度, 小型船漁業では3トン程度の漁船が使用されていたようである。

表 5 漁獲高の推移

| 年 | カジキ | | サメ | | ソウダガツオ | |
|------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|--------|
| | 数量(斤) | 金額(円) | 数量(斤) | 金額(円) | 数量(斤) | 金額(円) |
| 1932 | 1,825,740 | 357,664 | 2,655,740 | 132,782 | 712,000 | 28,480 |
| | 2,579,958 | 534,585 | 5,477,622 | 286,934 | 1,048,660 | 47,339 |
| 1935 | 2,122,546 | 449,578 | 2,847,590 | 181,696 | 755,218 | 53,944 |
| | 2,836,889 | 604,504 | 6,736,294 | 443,354 | 1,102,618 | 69,754 |
| 1937 | 1,379,342 | 339,265 | 2,498,107 | 201,418 | 977,752 | 52,431 |
| | 2,093,677 | 504,726 | 7,256,039 | 573,572 | 1,388,988 | 82,641 |

| 年 | サバ | | マグロ | | 計(その他とも) | |
|------|-----------|---------|---------|--------|------------|-----------|
| | 数量(斤) | 金額(円) | 数量(斤) | 金額(円) | 数量(斤) | 金額(円) |
| 1932 | 718,220 | 35,886 | 54,725 | 9,059 | 7,250,313 | 673,518 |
| | 937,610 | 51,582 | 253,300 | 26,009 | 41,074,158 | 4,170,389 |
| 1935 | 2,512,001 | 116,388 | 39,687 | 6,507 | 10,255,192 | 942,543 |
| | 3,155,649 | 155,278 | 268,214 | 95,611 | 74,891,450 | 6,814,260 |
| 1937 | 1,917,893 | 147,856 | 70,146 | 16,088 | 8,019,339 | 861,796 |
| | 2,290,681 | 175,166 | 72,246 | 16,392 | 70,390,082 | 6,611,271 |

(注) 各年上段は蘇澳郡, 下段は台北州。属地統計か属人統計かは不明。1935年の数量計(その他とも)にはサング(2,386貫)が含まれていないが, 金額には含まれている。

(出所) 台北州(1933, 1936, 1938)より作成。

5.2 移民による漁業の展開

蘇澳漁港におけるこれらの主要漁業の発達に対しては, 移民が貢献をなしている(佐々木, 1939)。とくにサバ延縄は, 1928年頃, 蘇澳移民が初めて行ったものである(安原編, 1944)。武石(1936)によれば, 1928年, 台北州は夏季の漁閑期利用策として, 2~3人乗りの檣漕帆船の建造・貸付を行い, 小釣漁業を奨励したところ, これに3.5馬力のモーターを据付け, 冬季にサワラ・マグロ・カツオの曳縄漁業を経営し, 3000円以上の水揚げをなす者が現れた。ことに高知県人はこの種の漁業に卓越しており, カジキ延縄からの転業がなされた。また, 台北州が機関購入に対する奨励金(1馬力あたり当初40円, 後に30円)を交付したことなどから, 小型船漁業が発展し, とくに1930年代に入ってからサバ延縄が勃興した。サバ延縄の開始により, 漁業の餌まき(餌をまとめる作業), 餌付, 縄繰りなどの「家族婦女子の副業」が生まれ, 家計を助けるようになった[これは, 家族内労働で足りない場合などに, 小型船漁業者が, 自己所有船のない移民の家族や台湾人(漢人)などに作業を依頼したもののようなものである。T.Y.氏からの聞き取りによる]。なお当時の小型船漁業(5馬力)の起業費は, およそ1190円(内訳: 船体400, 機関500, 漁具200, 船具40, 雑費50)とされている(武石, 1936)。

戦前期台湾における日本人漁業移民

表6 漁業種類別収支 (単位:円)

| (a) 小型船漁業 | | (b) カジキ延縄漁業 | | (c) カジキ突棒漁業 | |
|-----------|-------|-------------|-------|-------------|--------|
| 収入 | 1,866 | 収入 | 8,300 | 収入 | 10,304 |
| 支出・分配 | 1,866 | 支出・分配 | 8,300 | 支出・分配 | 10,304 |
| 漁業経費 | 823 | 漁業経費 | 3,675 | 漁業経費 | 4,493 |
| 重油 | 270 | 重油 | 1,019 | 重油 | 1,602 |
| マシン油 | 180 | マシン油 | 480 | マシン油 | 400 |
| 水代 | 13 | 水代 | 100 | 水代 | 650 |
| 餌料 | 100 | 餌料 | 350 | 漁具補修 | 350 |
| 漁具補修 | 50 | 漁具補修 | 250 | 食料 | 500 |
| 修繕費 | 30 | 修繕費 | 150 | 消耗品雑費 | 270 |
| 消耗品雑費 | 50 | 食料 | 550 | 市場手数料 | 721 |
| 市場手数料 | 130 | 雑費 | 140 | 船主配当 | 2,395 |
| 船主配当 | 275 | 市場手数料 | 581 | 機関代償却 | 600 |
| 魚市歩戻 | 19 | 船主配当 | 2,127 | 船体代償却 | 500 |
| 機関代償却 | 50 | 魚市歩戻 | 83 | 修繕費 | 410 |
| 船体代償却 | 50 | 機関代償却 | 360 | 資金償却 | 200 |
| 修繕費 | 30 | 船体代償却 | 450 | 純益 | 685 |
| 資金償却 | 50 | 修繕費 | 600 | 乗子配当(10人分) | 3,415 |
| 純益 | 76 | 資金償却 | 100 | | |
| 乗子配当(3人分) | 768 | 純益 | 617 | | |
| | | 乗子配当(10人分) | 2,498 | | |

(注) 1. 漁船は3トン、6馬力。乗組員数3人。漁業時期は1934年1~12月。出漁日数は240日。水揚げ回数は202回。
2. 利益分配方法は、魚市手取金から漁業経費を差引き、残額を船主及び乗組員数の人頭割(平等)とする。魚市歩戻は船主の所得となる。

(注) 1. 漁船は15トン、30馬力。乗組員数10人。漁業時期は1934年10~35年4月。出漁日数は175日。水揚げ回数は153回。
2. 船主所得は、魚市手取金から漁業経費を差引いた残額の45%に魚市歩戻を加算。乗子所得は、魚市手取金から漁業経費を差引いた残額の55%を乗組員数で除した。ただし船頭・機関士は1.5人分ずつなので、ここでは11で除す。
3. 合計が合わないが、原資料のままとした。

(注) 1. 漁船は20トン、50馬力。乗組員数10人。漁業時期は1934年10~35年3月。出漁日数は130日。水揚げ回数は113回。
2. 船主所得は、魚市手取金と魚市歩戻の25%。乗子所得は、残りの75%を乗組員数で除す。船頭・機関士も平等。

(出所) 台北州水産試験場(1935)より作成。

表7は、漁業種類ごとの移民による操業状況を示している。移民が全ての漁業種類に従事していたのではなく、移民の出身県によって差があったとされる。副島(1934)によれば、「高知県移民は曳縄漁業を特徴とし延縄を併せ行ひ」とされているので、小型船漁業が中心であると考えられる。また、愛媛県人はカジキ突棒漁業を専業とし、長崎・大分両県人は、突棒を主として曳縄・延縄を併せ行っていた。表8は、佐々木(1931a)により、移民の出

表7 移民による漁業

(単位:隻,円)

| 年 | 小型船漁業 | | 延縄漁業 | | 突棒漁業 | | 計 | |
|------|-------|--------|------|--------|------|--------|-----|---------|
| | 漁船数 | 漁獲金額 | 漁船数 | 漁獲金額 | 漁船数 | 漁獲金額 | 漁船数 | 漁獲金額 |
| 1932 | — | 23,182 | — | 14,664 | — | 60,118 | — | 97,964 |
| 1933 | 27 | 16,959 | 5 | 21,557 | 10 | 78,665 | 42 | 117,181 |
| 1934 | 21 | 22,864 | 3 | 13,010 | 10 | 66,632 | 34 | 102,506 |
| 1935 | 23 | 31,329 | 4 | 20,215 | 9 | 53,658 | 36 | 105,201 |
| 1936 | 21 | 40,789 | 5 | 11,333 | 12 | 49,490 | 38 | 101,612 |

(注) 漁業種類ごとの年間合計漁船数は正味。3つの漁業種類の漁船数計は延べ(表8も同様)。

(出所) 台北州(1933, 1934, 1935, 1936, 1937)より作成。

表8 移民の出身県と漁業種類

| 漁業種類 | 漁期 | 漁場 | 従業船 |
|----------|----------|----------------|--------------------------|
| カジキ突棒 | 10月～翌年4月 | 蘇澳, 新港, アジンコート | 愛媛8, 長崎2, 高知1 |
| ソウダガツオ曳縄 | 7月～10月 | 蘇澳沖 | } 高知16 } 長崎1 } 愛媛2 |
| サワラ曳縄 | 11月～翌年3月 | 同上 | |
| サバ延縄 | 1月～4月 | 同上 | |
| トビウオ流網 | 5月～6月 | 同上 | 愛媛2 |
| イワシ巾着網 | 6月～9月 | 同上 | 愛媛1組 |

(出所) 佐々木(1931a)より作成。

身県と従事した漁業種類との対応関係を示したものである。

こうした特徴が、それぞれの暮らし向きの差に現れている。佐々木(1931b)は、移民の出身県別に家計の暮らし向きを上(漁船など相当の資産を有し、事業・生活上差支えない者)、中(事業・生活上差支えない者)、下(多額の負債を有しまたは辛うじて生計を立てている者)に区分している。これによれば、高知県人は上0, 中15, 下11となっているのに対し、愛媛県人は上4, 中5, 下8, 長崎県人は上1, 中2, 下1となっている(以上単位は全て戸)。副島(1934)も、愛媛県人は盛漁期の冬季だけで年間の生活の資を得ているにもかかわらず、他県人もよりも経済的に豊かであるらしい、と述べている。なお、愛媛県人は、移住当初は夏季の漁閑期に郷里に帰り農業に従事していたが、その後漁夫として基隆地方へ出稼ぎをするようになった(副島, 1934)。

T.Y.氏によれば、蘇澳漁港に停泊していた漁船は大きくても概ね20トン以内であり、移民の中には、春にはサバ延縄、夏にはソウダガツオ曳縄、冬にはカジキ突棒やサメ延縄というように、季節に応じて上記3つの漁業種類のうち複数に従事していたものが多かったという。表6および後掲表9を見ると、小型船漁業者は基本的に周年操業しており、カジキ・サメ延縄、カジキ突棒漁業では主に冬季のみ操業していることから、それらの比較的大型の漁船が、夏季の漁閑期にサバ延縄や曳縄漁業も併せて行っていたということであろうか。こ

表9 移民による年間の漁業従事状況

(単位：隻，円)

| 月 | 小型船漁業 | | 延縄漁業 | | 突棒漁業 | | 計 | |
|----|-------|--------|------|--------|------|--------|-----|---------|
| | 漁船数 | 漁獲金額 | 漁船数 | 漁獲金額 | 漁船数 | 漁獲金額 | 漁船数 | 漁獲金額 |
| 1 | 19 | 2,235 | 3 | 2,350 | 10 | 13,643 | 32 | 18,228 |
| 2 | 19 | 5,683 | 3 | 2,492 | 10 | 9,118 | 32 | 17,293 |
| 3 | 19 | 5,198 | 3 | 2,715 | 10 | 13,101 | 32 | 21,014 |
| 4 | 17 | 722 | 2 | 685 | 9 | 9,298 | 28 | 10,705 |
| 5 | 18 | 1,824 | 2 | 407 | 3 | 1,325 | 23 | 3,556 |
| 6 | 16 | 881 | 1 | 4 | 2 | 271 | 19 | 1,156 |
| 7 | 17 | 591 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 591 |
| 8 | 17 | 712 | 2 | 103 | 0 | 0 | 19 | 815 |
| 9 | 12 | 187 | 1 | 48 | 4 | 461 | 17 | 696 |
| 10 | 15 | 1,316 | 3 | 772 | 9 | 7,178 | 27 | 9,266 |
| 11 | 16 | 1,453 | 3 | 2,152 | 9 | 7,598 | 28 | 11,203 |
| 12 | 17 | 2,062 | 3 | 1,282 | 9 | 4,639 | 29 | 7,983 |
| 計 | 21 | 22,864 | 3 | 13,010 | 10 | 66,632 | 34 | 102,506 |

(出所) 台北州 (1935) より作成。

表10 蘇澳漁港における漁船数

| | 機関馬力 | 10未満 | 10以上20未満 | 20以上30未満 | 30以上40未満 | 40以上50未満 | 50以上60未満 | 60以上 | 計 |
|----------|-------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|---------|
| | | 1930年12月末 | 移民使用船 | 11 | 4 | 1 | 0 | 6 | |
| | それ以外 | 11 | 12 | 35 | 4 | 4 | 0 | 0 | 66 |
| 1932年10月 | 移民使用船 | 15 | 6 | 1 | 1 | 7 | 0 | 2 | 32 |
| | 内訳 | (0, 15) | (0, 6) | (0, 1) | (0, 1) | (3, 4) | (0, 0) | (1, 1) | (4, 28) |
| | それ以外 | 13 | 34 | 20 | | | | | 67 |
| 1939年 | 移民所有船 | 13 | 6 | 2 | 1 | 4 | 0 | 0 | 26 |
| | 借受 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |

(注) 1. 「内訳」の (0, 15) 等は，台北州貸付船が0隻，個人所有船が15隻等の意。

2. 「1932年10月」の「それ以外」では出典における馬力区分の関係上，一部の漁船で馬力が過小に評価されている可能性がある。

3. 「1939年」の「借受」は官営移民が他人の所有船を借入れるなどして操業している場合である。

(出所) 佐々木 (1931a, 1932, 1939) より作成。

れは，長崎・大分両県人が突棒を主として曳縄・延縄を併せ行っていたという副島 (1934) による前出の記述を想起させる。この点を表7，9，10により検討してみよう。

表9は，移民による年間 (1934年) の操業パターンを示している。これによれば，1~3月の操業隻数が32と最大であり，6~9月には最も減少し17ないし19隻となる。年間で見ると，小型船漁業，延縄漁業，突棒漁業の各々に従業したものが21隻，3隻，10隻であった。合計で34隻であり，1933年には42隻 (表7参照) であったことを考慮しても，表10に示した移民の漁船数と比べると，これらの表に示されている限りでは，複数の漁業種類に

表11 鮮魚仕向先

(単位：円，%)

| 年 | 日本（内地） | 島内 | 計 |
|------|----------------|----------------|---------|
| 1930 | 270,682 (48.7) | 285,142 (51.3) | 555,824 |
| 1931 | 217,378 (45.0) | 265,662 (55.0) | 483,040 |
| 1932 | 245,000 (44.3) | 308,319 (55.7) | 553,319 |

(出所) 副島 (1934) より作成。

従事する漁船は一部に留まったといえそうである。したがって、上記の T.Y. 氏の記憶と異なる結果が得られたが、この点については、今後の検討課題としたい。

5.3 漁獲物の販路

副島 (1934) によれば、1930～32 年における蘇澳漁港での鮮魚水揚額の 45% 前後は、日本（内地）に輸送され、その他は島内で消費された（表 11）。日本に運ばれるのはカジキ、マグロのみであり、頭・尾・内蔵を除いて氷蔵されたのち、いったん基隆に運ばれてから増氷され、さらに定期船により門司・神戸等に陸揚げされて、大阪、東京、名古屋等へと運ばれた。なお、1939 年頃の時点で、蘇澳漁港には冷蔵庫がなかったようであり、水産物の利用価値の向上を図る上でその設置が重要な課題として認識されていた（荘司，1939）。

また、サバ延縄による漁獲物は、カジキ・サメ延縄の餌料、および一般の食料用に供せられた。サバ延縄漁業は、餌料供給を通じて、カジキ・サメ延縄を発展させた。カジキ・サメ延縄漁業はいったん衰微していたが、サバ延縄による新鮮な餌料の供給を受けることができたため、1931～32 年ごろから活況を呈するようになったのである（佐々木，1939；台北州，1935；安原編，1944）。

まとめにかえて

昭和に入ると、台湾における日本人漁業は、沖合・遠洋漁業を発達させ、漁獲量において現地人漁業を圧倒するようになった。漁業者数（養殖業を含む）は、1913 年（大正 2）には約 14 万人、うち日本人約 1000 人であったが、1937 年（昭和 12）には 12 万人、うち日本人 5600 人となったのである（中井監修，1985）。本稿で述べた蘇澳移民もこの一端を担ったことになる。

西村 (1999, 2002, 2004) は、台東庁新港の事例に基づいて、台湾人（漢人、先住民）が日本人漁業移民世帯の「同居居留人」となることにより、漁労技術の移転がなされた過程を分析している。蘇澳においても、新港とは異なる形態で、技術移転がなされたと思われる。T.Y. 氏が記憶している範囲では、先住民が乗組員として漁業に携わった事例はないが、漢人が乗組員となり、漁労技術を習得していく事例があった。漢人への漁労技術移転に関して

は、まず漁具の製作にはじまり、船上作業で漁労技術を習得し、さらには漁船を所有する者が現れるという流れがあったという。この点に関する立ち入った検証は、今後の課題としたい。

参考文献

- Anon. (1926 a) 「蘇澳漁港の移民」『台湾水産雑誌』120号, p.46
Anon. (1926 b) 「蘇澳漁港の移民」『台湾水産雑誌』121号, p.48
Anon. (1926 c) 「漁業者台湾移住」『土州の水産』26号, p.7
Anon. (1926 d) 「蘇澳移民の募集」『台湾水産雑誌』125号, pp.54-55
Anon. (1926 e) 「移民募集に出発」『台湾水産雑誌』127号, p.39
Anon. (1927) 「蘇澳移民募集」『台湾水産雑誌』140号, p.40
Anon. (1931) 「蘇澳の一瞥」『台湾水産雑誌』184号, pp.79-81
移民研究会編 (1994) 『日本の移民研究：動向と目録』日外アソシエーツ
大方町史改訂編纂委員会編 (1994) 『大方町史』大方町
岡林正十郎 (2001) 「近代より現代」『土佐のカツオ漁業史』編纂事務局編『土佐のカツオ漁業史』高知県中土佐町, pp.285-437
郭永傑・青木正夫・中園真人 (1987) 「台湾における日本時代農業移民住宅の変容に関する研究」『九州大学工学集報』60巻5号, pp.621-628
片岡千賀之 (1984) 「戦前の南方カツオ・マグロ漁業」『西日本漁業経済研究』25巻, pp.33-47
片岡千賀之 (1991) 『南洋の日本人漁業』同文館
亀谷滋夫 (1926) 「漁業者の台湾移住に就て」『土州の水産』28号, pp.5-7
栗原純 (1998) 「台湾総督府による官営移民事業について」神奈川大学中国語学科編『中国民衆史への視座：新シノロジー・歴史篇』東方書店, pp.161-184
黄昭堂 (1981) 『台湾総督府』教育社歴史新書
高知県経済部 (1938) 『高知県水産要覧』
佐々木武治 (1931 a) 「蘇澳の漁港と移住漁民の近況」『台湾水産雑誌』183号, pp.11-19
佐々木武治 (1931 b) 「蘇澳漁業移住者の経済状況に就て」『台湾水産雑誌』188号, pp.17-22
佐々木武治 (1932) 「蘇澳漁業移住者の現況」『台湾水産雑誌』209号, pp.21-23
佐々木武治 (1939) 「蘇澳漁業移民の現状」『台湾水産雑誌』295号, pp.20-24
荘司弁吉 (1939) 「蘇澳漁港を中心とする漁業の一考察 (一)」『台湾水産雑誌』295号, pp.6-11
副島伊三 (1934) 「蘇澳を根拠とする漁業」『台湾水産雑誌』226号, pp.44-52
台北州 (1927) 『台北州要覧』
台北州 (1933) 『昭和七年台北州管内概況及事務概要』
台北州 (1934) 『昭和八年台北州管内概況及事務概要』
台北州 (1935) 『昭和九年台北州管内概況及事務概要』
台北州 (1936) 『昭和十年台北州管内概況及事務概要』
台北州 (1937) 『昭和十一年台北州管内概況及事務概要』
台北州 (1938) 『昭和十二年台北州管内概況及事務概要』
台北州水産試験場 (1935) 『台北州の水産』

- 台湾総督府殖産局水産課 (1939)「漁業移民募集について」『台湾水産雑誌』296号, pp.19-21
- 台湾総督府殖産局水産課 (1940)『台湾水産要覧』
- 武石俊清 (1936)「蘇澳における小型漁船の活動」『台湾水産雑誌』251号, pp.10-14
- 武田尚子 (2002)『マニラへ渡った瀬戸内漁民：移民送出母村の変容』御茶の水書房
- 竹中信子 (1995-2001)『植民地台湾の日本女性生活史』(明治篇・大正篇・昭和篇(上・下)) 田畑書店
- 張素玟 (1997)「台湾中部日本移民村之研究」張炎憲主編『中国海洋発展史論文集』第6輯, 中央研究院中山人文社会科学研究所, pp.429-498
- 東郷実・佐藤四郎 (1916)『台湾植民発達史』晃文館
- 内藤和彦 (1999)「旧日本人移民村(台湾・花蓮地域)の概要と残存木造建築の現況」『日本建築学会技術報告集』9号, pp.209-212
- 中井昭 (1967)『香川県海外出漁史』香川県・香川県海外漁業協力会
- 中井昭監修 (1985)『海外漁業発展史年表』海外漁業協力財団
- 西村一之 (1999)「台湾東部港町における日本人漁業移民の役割：近海漁業の到来と港町形成」『族』(筑波大学歴史人類学系民族学研究室)30号, pp.33-49
- 西村一之 (2002)「船長の力の形成：台湾カジキ突棒漁に見る知識の伝承」『日本女子大学紀要 人間社会学部』13号, pp.45-57
- 西村一之 (2004)「台湾東部漁民社会における漁撈技術移転：カジキ突棒漁をめぐる日本人漁民の働き」『境』48号, pp.36-54
- 水田憲志 (1998)「沖縄県から台湾への移住：第2次世界大戦前における八重山郡出身者を中心として」関西大学文学部地理学教室編『地理学の諸相：「実証」の地平』大明堂, pp.380-397
- 安原良男編 (1944)『台湾漁具集』台湾水産業会
- 矢内原忠雄 (1929)『帝国主義下の台湾』岩波書店(新版1988年)
- 吉武昌男 (1942)「台湾に於ける農業移民」台湾経済年報刊行会編『台湾経済年報(昭和17年版)』国際日本協会, pp.545-596